

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

区の基本姿勢

障害者の高齢化・重度化、家族の高齢化が進むなか、障害者一人ひとりの自立した地域生活をどのようにサポートしていくかが、大きな課題となっています。働きたい、日中活動の場が欲しい、グループホームで生活したいなど、障害者のニーズを的確に把握するとともに、障害特性やライフステージに応じたサービスの提供が必要です。

生活保護受給世帯は増加傾向にあり、生活困窮者を含めた総合的な自立支援が求められています。新型コロナウイルスの影響で、生活困窮に関する相談が増加しています。なかでも、非正規就労の割合の高いひとり親家庭は影響を大きく受けています。生活困窮者の早期自立を支援するため、相談支援体制をこれまで以上に充実していきます。

区民の命と健康を守るため、引き続き PCR 検査体制やワクチン接種体制を維持し、医療提供体制を確保することが不可欠です。また、今後起こりうる新興感染症や大規模災害等に適切に対応していくため、医師会、区内病院などの関係機関との情報共有や密接な連携を一層推進していく必要があります。

区の人口 10 万人当たりの一般・療養病床数は、23 区平均の約 3 分の 1 と最も少ない状況ですが、これまでの取組により、平成 26 年には 1,856 床だった病床が令和 7 年度には 2,805 床に増える見込みです。高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、引き続き病床の確保を進めるとともに、在宅医療提供体制を充実します。感染症、首都直下地震等の発生に備え、緊急性の高い重傷者にも対応できる三次救急レベルの医療機能の整備を促進します。

誰もが安心して暮らせ、未来に希望を持って生活できるまちの実現を目指し、福祉・医療サービスを一層充実させます。

施策の方向性

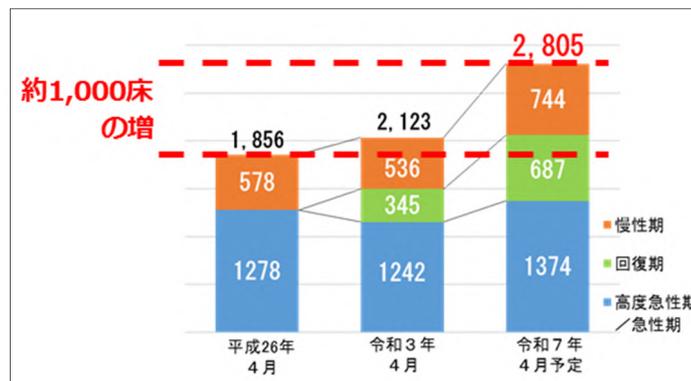
- ・ 障害者の暮らしを支える住まいの場や家族を支援する体制を確保する。
- ・ 障害者が多様で柔軟な働き方ができる環境をつくる。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援する。
- ・ 新型コロナウイルスの対策を継続し、医療機関等との連携を強化する。
- ・ 病床確保と医療機能の拡充に向けた取組を進める。
- ・ 医師会、医療機関等と連携し、在宅医療の提供体制を充実する。
- ・ コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援する。



こども発達支援センターでの支援の様子



練馬光が丘病院完成イメージ



一般・療養病床数の推移

戦略計画 7

障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

令和 5 年度末の目標

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・相談・就労・障害福祉サービスの充実など、障害者のライフステージに合ったサービスを提供

これまでの主な取組

1 重度障害者への支援の充実

令和 3 年 2 月、北町 2 丁目に重度障害者グループホームなど多機能型の地域生活支援拠点を整備しました。また、令和 3 年 10 月に、大泉つつじ荘を重度障害者グループホームに転換するなど生活基盤の整備を進めています。

2 就労支援の充実・農福連携の推進

企業や支援機関との連携強化に取り組み、令和 2 年度は、福祉施設などから一般就労した障害者は年間 187 人でした。また、練馬の農を活かし、障害者が働ける場の確保に取り組んでいます。

3 障害特性に応じたきめ細やかな対応

精神疾患の未治療者や治療中断者への訪問支援（アウトリーチ事業）を充実しました。また、こども発達支援センターにおいて、外出困難な重度障害児の居宅や保育所等への訪問事業を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

福祉園などの施設では感染症対策を徹底しながらサービスを継続しました。

施設の従事者等に対し、区独自の特別給付金を支給したほか、感染予防物品購入費用や PCR 検査費用などの補助を行いました。また、「感染予防アドバイザー」派遣による感染症予防対策の支援や、施設に罹患者が出た場合の、法人の枠を超えた応援体制構築に取り組みました。更に、障害者の一時宿泊先の確保、自宅へのヘルパー派遣事業など、自宅で障害者を介護している家族が新型コロナに罹患した場合の体制を整えました。

今後の課題

障害者の高齢化・重度化が進むなか、生活介護など必要な機能を有する日中活動の場所を確保する必要があります。また、障害者を介護する家族の高齢化も進んでいます。障害児を介護する家族などからも、家族の休養を目的とした支援を求める声が多く寄せられており、家族の介護負担を軽減する取組を充実する必要があります。コロナ禍のなか、対面によらない相談支援の充実が必要となっています。

コロナ禍で、マスク着用により口の動きが見えないことなど、障害者のコミュニケーションに関する課題が明らかになっています。障害者一人ひとりの自立した地域生活を支えるため、障害特性に応じた情報提供や意思疎通手段の充実と、区民・事業者等の理解促進などが必要です。

令和4・5年度の主な取組

1 障害者とその家族を支える施設の充実【新規】

旧高野台運動場用地に、民間事業者による福祉園を令和4年度に開設します。また、石神井町福祉園用地に多機能型地域生活支援拠点の整備を進めます。

障害者家族の負担軽減のため、共生型サービス※を活用したショートステイを区内特別養護老人ホームの空床を利用して開始します。また、練馬光が丘病院の空床を利用して、医療的ケアに対応したショートステイを新たに開始します。

2 障害児支援の充実【新規・充実】

障害児を介護する家族の負担を軽減するため、こども発達支援センターで、障害児の一時預かり事業を開始します。また、オンラインによる相談支援や動画による療育プログラムの配信を実施します。学校・幼稚園・保育園等における医療的ケア児の受け入れを強化します。

3 (仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例の制定、意思疎通支援事業の充実【新規】

「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」を制定し、ICTを活用した遠隔手話通訳や情報支援機器の利用支援、区民・事業者向けのコミュニケーションガイドブックの作成等に取り組みます。

※共生型サービス…介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

戦略計画 8

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

令和 5 年度末の目標

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた支援を充実

これまでの主な取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの展開

平成 28 年 4 月に「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施しました。調査で把握した課題やニーズに対応するため、平成 29 年度に「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を開始しました。訪問型学習支援事業や自立支援プログラム事業など 23 区で最も多くの事業を実施しています。令和元年度には、離婚前後の課題解決のための弁護士の配置や、専門相談員による出張相談を開始し、令和 3 年 4 月から、養育費の確保に向けて、公正証書の作成費用等の助成を開始しました。

2 生活困窮世帯への自立支援の充実

就労、家計、生活一般などの相談に対応する生活サポートセンターの相談支援員や、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポーターを増員するなど、生活保護に至る前の生活困窮者の支援に取り組んでいます。

生活保護受給世帯の自立支援を強化するため、ケースワーカー等を増員し、令和元年度に適正な人員を確保しました。就労サポーター、学習環境等に恵まれない子どもへ個別訪問する子ども支援員、高齢世帯の定期的な見守りなどを行う高齢者生活支援員を増員しました。

3 子育てや介護など複合的な課題への対応の強化

子育てや介護、生活困窮などの複合的な生活上の課題を抱える世帯に適切に対応するため、各相談窓口の役割分担や支援内容を調整する担当係を練馬総合福祉事務所に設置しました。担当が中心となって開催するケース検討会議を通じ、複合的な課題を抱える世帯へ各支援機関の役割を明確にした支援を行いました。調整困難ケース事例集の作成や福祉・保健関係機関合同研修会を実施しました。

新型コロナウイルス感染拡大への対応

(1) 相談支援体制の強化

他区に先駆け、令和2年4月27日に生活相談コールセンターを設置し、給付金や資金貸付、生活保護などの適切な支援につなげました。令和3年度には、生活サポートセンターの相談支援員を3名増員して12名体制とし、各種相談にきめ細やかに対応してきました。

(2) 国の特別定額給付金への対応

令和2年5月7日に専用コールセンターを設置し、給付を開始するなど、早期支給に取り組みました。

(3) 生活困窮者への支援

令和4年1月までに約33,300件の緊急小口資金等の特例貸付を実施し、約7,300件の住居確保給付金、約1,400件の生活困窮者自立支援金を支給しました。また、令和4年2月から住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給しています。

区独自の取組として、令和2年度には、住居確保給付金だけでは家賃を賄いきれない世帯に対する生活再建支援給付金の支給に加え、就労サポーターを3名増員し、生活保護に至る前の支援を強化しました。令和3年度には、生活保護の新規受給世帯の増加に対応するため、ケースワーカーを7名、就労サポーターを更に3名増員しました。就職支援給付金を支給し、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない就労支援を実施しています。

また、コロナ禍において困窮する女性を支援するため、福祉事務所や保健相談所、男女共同参画センター等の区立施設や社会福祉協議会を通じ、生理用品を配布しました。

(4) ひとり親家庭への支援

区独自の取組として、令和2年5月からホームヘルプサービスの利用者負担金を無料化し、令和2年6月に児童扶養手当受給世帯に5万円を支給しました。令和3年8月から、資格取得を支援するため、高等職業訓練促進等給付金の対象資格等を拡充しました。

今後の課題

新型コロナの影響で、生活困窮に関する相談が増加しています。なかでも、非正規就労の割合の高いひとり親家庭は影響を大きく受けており、実態を把握し、支援を充実することが必要です。

生活困窮者の早期自立を支援するため、相談支援体制をこれまで以上に充実する必要があります。生活サポートセンターへの相談件数は令和元年度の11,032件から、令和2年度は17,460件と、約60%増加しており、相談体制の充実が必要です。

表面化しにくいヤングケアラーの問題に対して、家庭の状況に応じた支援が求められています。

住居確保給付金の支給期間の終了等に伴い、今後、生活保護世帯の増加が見込まれています。住居確保給付金を受けている方の約8割が20代から40代であり、早期の自立に向けた就労支援が必要です。

令和4・5年度の主な取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実【充実】

新型コロナが生活・就労・子育てに与えた影響など、家庭の状況について調査を実施し、調査により把握したニーズを踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援を充実します。

2 生活困窮者への相談支援体制の充実【新規・充実】

増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を更に増員します。定期的な相談を現在の石神井庁舎内で開始するとともに、より身近な場所でのアウトリーチ事業を開始することで、相談体制を充実します。また、石神井再開発ビル内への生活サポートセンターの設置に向けた調整も進めていきます。

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。

3 生活保護受給世帯に対する自立支援の実施【継続】

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に就労支援については、ケースワーカーと就労サポーター、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施していきます。

区独自の「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」 を実施しています

ひとり親家庭ニーズ調査の実施（平成28年度）

主な結果と分析

相談体制

ひとり親の75%が
児童手当窓口を訪れ
ているが、そこに
相談窓口がない

生活

養育費の取決め
をしていない
(51%)

就労

社会福祉士等の
国家資格を
取得したい
(49%)

子育て

進学悩み(57%)、
しつけ・教育の悩み
(49%)がある

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの開始（平成29年度）

■ 総合相談窓口

様々な相談に応じ、各種支援や他部署等へのつなぎ
を実施。

- 総合相談窓口は児童手当窓口に隣接
- 相談員はキャリアコンサルタント有資格者を2名配置
- 平日夜間や土曜にも窓口を開設（予約制）

- 弁護士による法律相談（令和元年度開始）
- 専門相談員による出張相談（令和元年度開始）

- 支援サイト「ひとり親家庭支援ナビ」開設
- ひとり親家庭のしおり発行 →



各種支援

生活を応援

- 家計相談
- 生活応援セミナー
- 養育費にかかる公正証書作成費用等の助成（令和3年度開始）

就労を応援

- 資格取得の支援（令和3年度に対象資格を拡充）
- 就労支援セミナー
- ハローワークとの連携
- 自立支援プログラムによる個別支援
- 子どもの預かり支援

子育てを応援

- 訪問型学習支援
- 親子交流・ひとり親家庭間交流の支援



23区で最も多い26事業を展開（22区平均11.6事業） ※令和3年4月現在

戦略計画 9

感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備

令和 5 年度末の目標

- 1 新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かし、新興・再興感染症の発生に備えた感染症対応力の強化
- 2 高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、入院から在宅医療に至るまで切れ目のないバランスのとれた医療提供体制を整備

これまでの主な取組

1 病床の確保

(1) 順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充

令和 3 年 4 月に、90 床を増床するとともに、手術室、ICU※¹、NICU※²の増設、GCU※³の新設、新たな診療科として心臓血管外科の開設等により、区民の要望が高い救急医療や小児・周産期医療等の医療機能を拡充しました。

(2) 練馬光が丘病院の移転・改築

令和 4 年度中の開院に向け、令和 2 年 6 月に建設工事に着手しました。

(3) 慈誠会・練馬高野台病院の整備

令和 4 年度中の開院に向け、令和 3 年 1 月に建設工事に着手しました。

(4) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の誘致

令和 2 年 12 月に、練馬光が丘病院跡施設活用基本計画に基づき整備運営事業者を選定し、医療・介護の複合施設を整備することとしました。

2 在宅医療の提供体制の充実

在宅医療の担い手となる医師や医療機関の支援を行う「医療連携・在宅医療サポートセンター」を、令和 3 年 4 月に練馬区医師会に設置しました。

※1 ICU …Intensive Care Unit の略。重篤な患者に対し、24 時間体制で高度な医療・看護を行う集中治療室

※2 NICU …Neonatal Intensive Care Unit の略。保育器や人工呼吸器、こども用点滴器具等を備え、早産児や先天性疾患等を患った重症新生児を集中的に治療・ケアする治療室（新生児集中治療室）

※3 GCU …Growing Care Unit の略。NICU で治療を受け、低出生体重から脱した新生児や状態が安定してきた新生児などが、引き続きケアを受ける施設

新型コロナ感染拡大への対応

(1) コールセンターの設置

新型コロナウイルス感染症練馬区コールセンターを令和2年2月に開設し、これまでに6万件を超える区民からの相談を受けました。

(2) 保健所の人員体制の強化

保健所の人員体制を、令和元年度末の20人体制から、令和3年9月には121人体制まで増強しました。更に、令和4年2月には180人体制に拡充しています。

(3) 病院や医療従事者への支援

新型コロナ感染患者の入院受入れやコロナ外来設置病院に対して、医療従事者の宿泊先の確保や特殊勤務手当の補助のほか、陽性患者の受入れ実績等に応じた支援を行いました。

(4) PCR 検査体制の整備

区内5か所のコロナ外来設置病院、練馬区医師会の協力による130か所を超える診療所でのPCR検査実施体制を整えたほか、令和2年9月に、石神井公園駅西側高架下に「PCR検査検体採取センター」を設置しました。

(5) ワクチン接種体制の整備

身近な診療所での個別接種と集団接種をベストミックスした、ワクチン接種体制「練馬区モデル」を構築し、練馬区医師会、練馬区薬剤師会と協力して「早くて 近くて 安心」な接種の実現に取り組んでいます。国が先進事例として全国に紹介して以来、多くの自治体で採用されています。令和4年2月末時点で、対象者の86.2%、高齢者の94.8%の方が2回接種を終えています。

令和3年12月からは3回目接種を開始しています。現役世代や若年層が接種しやすいよう集団接種会場を増やし、開設日や時間帯を土日・夜間に拡大して実施しています。

令和4年3月から、5歳から11歳までの小児への1回目接種を実施しています。

車いすを利用する高齢者や障害者の方などの接種会場への移動を支援するため、リフト付きタクシーによる送迎費用助成も実施しています。

更に、会場でのワクチン接種が困難な方に訪問接種を実施しています。

(6) 自宅療養者への支援

生活支援用品の支給やパルスオキシメーターの貸与等を行いました。

自宅療養者への医療提供体制を更に強化する「三つの柱」の取組みを、練馬区医師会、薬剤師会、訪問看護事業所、東京都などと連携して、令和3年9月に開始しました。

柱1では、かかりつけ医等による健康観察を行っています。

柱2では、症状が悪化した際の、往診医、訪問看護師、薬剤師による連携体制を整えています。この区独自の2つの取組みは、厚生労働省により全国の自治体に紹介されました。

柱3では、光が丘第七小学校跡施設に設置した「練馬区酸素・医療提供ステーション」において、自宅療養中の軽症者等を受入れ、酸素投与や重症化予防に大きな効果がある中和抗体薬の投与を実施しています。

今後の課題

区民の命と健康を守るため、引き続きPCR検査体制やワクチン接種体制を維持し、医療提供体制を確保することが不可欠です。また、新型コロナ対応の経験を活かし、今後起こりうる新興・再興感染症[※]の拡大に備えて対応力を強化するため、医師会、区内病院などの関係機関との情報共有や密接な連携を一層推進していく必要があります。

新型コロナの感染拡大により、感染者対応に関する国・都・区の役割分担の問題点が浮き彫りとなりました。広域的対応が必要なものについては、国・都が責任をもってその役割を果たすよう、役割分担等のあり方について検討する必要があります。

練馬区は約74万人の人口を抱えながらも、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関がありません。感染症の拡大時や、災害時に備えた医療提供体制を確保するためにも三次救急レベルの医療機能を整備することが求められています。

練馬区の人口10万人当たりの一般・療養病床数は、23区で最も少なく、入院を必要とする区民の約7割が区外の病院に入院しています。引き続き、今後の高齢化の進展に伴う医療需要を見据えた病床の確保を進めていく必要があります。

高齢者人口の増加に伴う要介護高齢者の増加により、今後は在宅医療へのニーズが高まることが予測されています。在宅医療を担う人材を増やすとともに、在宅医療の提供体制を充実させる取組が必要です。

※新興感染症・・・新しく認識された感染症の中で局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症

※再興感染症・・・既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、近年再び流行し始め、患者数が増加したもの

令和4・5年度の主な取組

1 新型コロナ対策の継続と感染症発生時の連携体制の強化【新規】

引き続きPCR検査体制やワクチン接種体制の維持など、新型コロナ対策を継続します。また、感染拡大のなか、医療機関同士の支援体制や施設等における患者発生時の情報共有の課題が明らかになりました。これらを踏まえ、関係機関とのネットワークを構築し、連携を強化します。更に、感染症対応に関する役割分担の見直しに向け、国や都に働きかけます。

2 感染症の拡大時や災害時に備えた医療体制の整備【充実】

順天堂練馬病院において、感染症拡大時の医療体制や三次救急レベルの医療機能の整備、災害時の応急処置等の対応スペース、備蓄物資等の保管場所の確保を促進します。

3 病床の確保【充実】

(1) 練馬光が丘病院の移転・改築

高度急性期・急性期機能を充実するとともに、光が丘地域で初となる回復期機能の病床を有する457床の病院の整備を進め、令和4年度中の開院を目指します。また、感染症に対応できる陰圧病床等を整備します。

(2) 慈誠会・練馬高野台病院の整備

回復期・慢性期機能を有する218床の病院の整備を進め、令和4年度中の開院を目指します。

(3) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

医療・介護の複合施設の整備を進め、令和5年度に着工し、令和7年度中の開設を目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する157床の病院を整備します。

(4) 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

4 在宅医療提供体制の充実【充実】

「医療連携・在宅医療サポートセンター」と連携し、在宅医療への新規参入の動機づけとなる研修を実施するとともに他科連携支援体制や、グループ診療体制の構築に向けて検討を進め、在宅医療提供体制を充実します。また、新型コロナに係る自宅療養者への支援を継続します。

戦略計画 10

コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援

令和 5 年度末の目標

新型コロナウイルス感染症による健康リスクを低減し、区民や地域団体、事業者との協働により区民一人ひとりの健康づくりを応援

これまでの主な取組

1 みどり健康プロジェクトの実施

練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサブリ」は、ウォーキングコースの拡充や、上田市・東京あおば農業協同組合・食育応援店等とのコラボによるキャンペーンを行い、約 20,000 人の方が登録しています。

2 子どもの頃からの健康教育

順天堂練馬病院等と連携し、小・中学生向けがん予防啓発用のDVDを作成し、保健師による出張講座を実施しました。家族全体の健康づくりにつながるため、子どもを通じて家庭に健康情報を発信しています。

3 こころの健康を支える地域づくり

自殺防止対策の要となる人材（ゲートキーパー）育成のための講座を開催し、令和元年度から令和3年度の間約800人の方が受講しました。また、相談窓口案内パンフレットや、支援者向け「練馬区自殺予防対策の手引き」を作成し、広く区民に周知しました。

4 健診（検診）環境の充実

子育て中の方が健康診査を受診しやすくなるよう、会場の保育サービスを実施しました。また、胃内視鏡検査受診機関を平成30年度1か所から令和2年度には47か所に増やしました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍での区民の健康を支えるため、これまで対面で実施してきた運動や食など健康に関する各種講座等やゲートキーパー養成講座を、Web会議システム「Zoom」を活用して実施しました。

また、健診（検診）会場の感染予防策を徹底して、安心して受診できるようご案内しました。

今後の課題

新型コロナの影響により、自宅で過ごす時間が増え、こころと身体の健康リスクが高まっています。運動不足の解消や食生活の改善など、区民が楽しみながら行える区民の健康づくりを推進する必要があります。また、区では女性や若者の自殺者が増加傾向にあることを踏まえ、対応を強化する必要があります。

コロナ禍で、健診(検診)受診率の更なる低下が懸念されています。疾病や生活習慣病の早期発見・早期治療のために、引き続き、受診率の向上に取り組む必要があります。

50歳以下のがん患者の約7割が仕事を辞めずに治療を続けていると言われています。検診の受診率を向上させるとともに、がん患者が療養生活を住み慣れた地域で安心して続けられるよう支援を充実する必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 みどり健康プロジェクトの充実【充実】

区内スポーツ関連事業者等と連携し、特典が得られる健康インセンティブ事業を実施するなど、「ねりまちてくてくサプリ」を充実します。

民間企業・健康関連団体と連携し、禁煙、がん、糖尿病、女性の健康など、様々なテーマについて楽しく気軽に学べるオンラインイベントを開催します。

2 こころの健康づくり対策の拡充【充実】

ゲートキーパーの役割を学ぶための動画を配信するほか、理美容業界や飲食店等、女性や若者が利用する業種を対象に研修を実施します。また、こころの健康に関するホームページの内容を充実し、情報を入手しやすい環境を整備します。

3 健診(検診)・受診環境の充実【新規・充実】

仕事や子育て等で忙しい方々が健診を受診しやすくなるよう、会場の保育サービスを充実するとともに、受診日を指定できるインターネット申込みを開始します。また、自分が受けられるがん検診が一目でわかるよう受診券のチケット化を進めます。更に、骨粗しょう症検診と予防教室を開始します。

4 がんと共に生きる区民を支える【新規】

区、順天堂練馬病院のがん相談支援センター、患者団体、支援者などで構成するがん患者支援連絡会を設置します。ニーズ調査を実施し、連絡会での議論を踏まえ、支援事業を検討します。